

令和2年横審第44号

裁 決

モーターボートA護岸衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官米倉毅及び同官山口義広出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年4月4日03時42分

京浜港川崎第1区

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA

総トン数 1.3トン

登録長 5.81メートル

機関の種類 電気点火機関

出力 51キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵区画を設け、同区画右舷側に舵輪、舵輪前方に魚群探知機兼用のGPSプロッター、同右舷側に主機遠隔操縦装置をそれぞれ備えたFRP製プレジャーモーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、釣りの目的で、船首0.4メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、令和2年4月4日02時30分千葉県浦安市所在のマリーナを発し、京浜運河を經由する予定で京浜港横浜第3区の鶴見つばさ橋付近の釣り場に向かった。

ところで、神奈川県川崎市浮島町の南東端には、新たに浮島2期廃棄物処分場が造成されて同処分場の外周には護岸（以下「外周護岸」という。）が築造され、同護岸上には光達距離3海里で毎4秒に1回黄色閃光を発する簡易標識灯が8基設置されており、海図W67に外周護岸が記載されていた。

a受審人は、昼間、浮島2期廃棄物処分場付近の海域を航行した経験が複数回あったので、外周護岸の存在を知っており、平素、京浜運河に向かうときは、目視で同護岸から30メートルないし40メートル離し、外周護岸を右舷方に見ながら航行していたものの、夜間に同海域を航行するのは初めてであった。

a受審人は、舵輪後方に立ち、同乗者を自身の左舷側に立たせて操船に当たり、03時36分少し過ぎ東京湾アクアライン川崎浮島換気所灯（以下「浮島換気所灯」という。）から065度（真方位、以下同じ。）1.01海里の地点で、針路を220度に定め、機関を回転数毎分3,200にかけて10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

a受審人は、03時40分浮島換気所灯から096度920メートルの地点に達したとき、外周護岸が正船首620メートルとなり、そ

の後同護岸に向首して接近する状況となったが、右舷方に顔を向け同方に見えてくるはずの外周護岸を探すことに気をとられ、目視で外周護岸上の簡易標識灯との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

a 受審人は、03時42分僅か前船首至近に迫った外周護岸を認め、機関を中立運転としたものの、効なく、03時42分浮島換気所灯から137度760メートルの地点において、Aは、原針路、原速力のまま、同護岸に衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の北西風が吹き、潮候はほぼ高潮時にあたり、視界は良好だった。

衝突の結果、船首バウスプリットの折損等を生じたがのち修理され、外周護岸は、修理を要しない擦過傷を生じ、同乗者が恥骨部打撲を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件護岸衝突は、夜間、京浜港川崎第1区において、釣り場に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、外周護岸に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、京浜港川崎第1区において、釣り場に向けて航行する場合、外周護岸に向首進行することのないよう、目視で外周護岸上の簡易標識灯との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、右舷方に顔を向け同方に見えてくるはずの外周護岸を探すことに気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、外周護岸に向首進行して衝突を招き、船体及び外周護岸に損傷を生じさせ、同乗者1人を負傷させるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 箇月停止する。これは、同人が国土交通大臣の指定する再教育講習を受講したことを酌量したものである。

よって主文のとおり裁決する。

令和 3 年 6 月 1 日

横浜地方海難審判所

審判長 審判官 菅 生 貴 繁

審判官 吉 川 弘 一

審判官 岩 崎 欣 吾